

06 議会の議員の定数及び任期等の取扱い

『合併協定項目(案)』

4市町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6ヶ月余)引き続き新市の議会議員として在任する。

その後の一般選挙における議員定数は法定数の38人とするが、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けることとし、選挙区ごとの定数は合併時まで調整する。

また、報酬、費用弁償及び議会活動への交付金は、釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、3町選出議員は月額25万円とする。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

<p>1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p>	<p>(1) 議員定数・任期・常任委員会</p>	<p>04 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】</p>	<p>以下、ア～イのとおり在任特例を採用する ア 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成19年4月30日まで(合併後1年6ヶ月余)引き続き新市の議会議員として在任 イ その後の一般選挙における議員定数は法定数の38人とするが、最初の一般選挙においては旧市町ごとに選挙区を設けることとし、選挙区ごとの定数は合併時までに調整 常任委員会の設置は、議員による調整機関で合併時までに調整</p>
<p>2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p>	<p>(1) 議員の報酬及び費用弁償</p>	<p>04 - 01 - 03 - 01 【先行調整項目】</p>	<p>報酬は釧路市の制度に統合するが、在任特例期間中の議員の報酬は、釧路市選出議員は月額49万円、3町選出議員は月額25万円とする 費用弁償は1回につき5千円とし釧路市の制度に統合するとともに、新市の旅費規程に準じて交通費を支給</p>
	<p>(2) 議会活動への交付金</p>	<p>04 - 01 - 03 - 03</p>	<p>政務調査費は月額60千円とする 国際交流促進議員連盟の活動は在任特例期間中は凍結</p>